

令和7年4月25日
滋賀労働局

滋賀労働局職業安定部需給調整事業室におけるメール誤送信による
個人情報の漏えいについて

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）は、滋賀労働局職業安定部需給調整事業室（以下「需調室」という。）において発生した個人情報の電子メールでの誤送信について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等についてお知らせします。

記

1 概要

需調室において、社労士事務所に電子メールを送る際に、電子メール本文に個人情報を記載し、本来送信すべき社労士事務所ではない別の社労士事務所に誤って送信をしたもの。

送信した電子メールには、労働者の氏名（労働者A及びB）、就労先事業所名（C事業所）が記載されていた。

2 経緯

- (1) 令和7年3月14日、職員XあてにD事務所から派遣元事業主であるC事業所に係る許可更新関係書類が郵送で配達された。職員Xが3月17日に封筒の中身を確認したところ、送付された内容について確認を要する事項があり、その確認事項を電子メールで作成した。
作成した電子メールの送信先を入力するにあたり、過去にD事務所とやり取りしていた電子メールが保存されていたことから、その時の電子メールの宛先をコピー&ペーストにて入力し、送信した。
- (2) メール送信の10～15分後に、送信したはずのD事務所ではない別のE事務所の事務員から職員Xあて電話があり、「C事業所の内容の電子メールが送られてきたが、間違いではないか」と言われ、誤送信であることが発覚した。
- (3) 電話を終えた職員Xから需給調整事業室長（以下「室長」という。）に報告があり、室長から職業安定課長及び職業安定部長に報告を行った。
- (4) その後、室長からE事務所へ電話連絡を行い、経過を説明したうえで、謝罪と誤送信した電子メールの削除処理を目視で確認したい旨を申し出て、事務所を訪問し、当該電子メールが他に転送されておらず二次漏えいがないこと並びに端末及びサーバーから電子メールを削除する処理を目視により確認し、口頭にて電子メール本文を印刷していないことも確認した。

- (5) 続けて、室長はC事業所を訪問し、対応した代表取締役及び専務執行役員に経過を説明のうえで、謝罪し、労働者A及びBに直接会って謝罪したいと申し出たが、代表取締役が責任をもって本人たちに伝えるとのことであったため、本人たちが説明を求めるようなことがあれば連絡いただくよう依頼し、了承された。
- (6) 同日、室長はD事務所へ電話連絡を行い、経過を説明のうえで、謝罪を申し出たところ、責任者が不在のため、3月18日の午前中に電話をしてほしいとのことであった。
- 3月18日、室長が改めてD事務所へ電話連絡を行い、経過を説明。直接の経過説明と謝罪を申し出たところ、同月25日に訪問することとなった。
- 3月25日、室長がD事務所を訪問し、代表社労士と面会。経過の説明及び謝罪を行ったところ、了解を得られた。

3 発生原因等

- (1) 電子メールにより連絡を行う際に、個人情報についてパスワードをかける方法ではなく、電子メール本文に直接記載していたこと。
- (2) 新規で電子メールを送信する際に、相手先に空メールを送信し、正しく送信されていることを確認する基本動作が行われていなかったこと。
- (3) 過去の電子メールの記録から、十分な確認をせずに宛先をコピー&ペーストし、送信前に改めて宛先をダブルチェックにより確認せず送信したこと。

4 再発防止策

- (1) 需調室における対応
- ① 令和7年3月25日、室長が、需調室全職員に対し事案の説明及び事案を基にした研修及び意見交換の場を持ち、個人情報保護に関する研修テキストの緊急点検の実施を指示した。
- ② 意見交換により検討した結果、再発防止策として、原則として電子メールによる外部への個人情報の送信を禁止することとし、電話又は郵送により連絡を行うこととした。やむを得ずメールにより送信する必要がある場合、初めて送信する際には、空メールを送信し、到達を電話等で確認の上、別添「外部メール送付チェックリスト」に基づき、隣席の者等のチェックを経た上で送信を行うこととした。
- (2) 労働局における対応
- ① 令和7年3月18日、総務部総務課長から全所属長あて、個人情報の誤送信に関する注意喚起の電子メールを送付し、再発防止について指示を行った。
- ② 同月14日、総務部総務課において、個人情報漏洩防止緊急WEB会議を開催し、同月25日期限で個人情報漏洩防止緊急点検を実施するよう総務課長から全所属長あて指示した。

- ③ 同月 31 日、職業安定課長から部内課室長及び各公共職業安定所長に対し、本事案の概要説明とともに、改めて個人情報の厳正な管理の徹底について指示した。

【担当】

滋賀労働局職業安定部職業安定課
課長 杉本 一弥
課長補佐 串谷 浩
電話 077-526-8609

